

茨城県報 第172号

平成2年9月6日

木曜日

目次

規則

(教育委員会)

●茨城県公立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則……………1 ページ

告示

- 国民健康保険医等の登録の削除(医療福祉課)……………2
- 保険医登録のまつ消(保険課)……………2
- 保険医及び保険薬剤師の登録(〃)……………3
- 保安林の指定の解除の予定(林業課)……………3
- 道路の区域変更(5件)(道路維持課)……………3
- 道路の供用開始(3件)(〃)……………7

公告

- 都市計画の図書の縦覧(都市計画課)……………9
- 開発行為の工事完了(6件)(建築指導課)……………9
- 道路の位置の指定(2件)(〃)……………11

規則

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第7号

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成2年9月6日

茨城県教育委員会委員長 山中直次郎

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 茨城県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年茨城県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2

茨城県立水戸商業高等学校	全日制	経理科, 情報処理科, 事務科	を
--------------	-----	-----------------	---

茨城県立水戸商業高等学校	全 日 制	経理科, 情報処理科, 事務科	に
茨城県立水戸南高等学校	定 時 制	普通科	

改める。

(茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(昭和62年茨城県教育委員会規則15号)の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項中「平成3年」を「平成4年」に改める。

付 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第1098号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第47条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を削除したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

登録記号番号	国 保 医 等 氏 名	登録削除年月日	理 由
茨国医 1992	北 川 浩 正	2. 7. 20	退職のため

茨城県告示第1099号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の11第2項の規定により、次の保険医の登録をまつ消した。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

保 険 医 氏 名	登録記号番号	まつ消年月日
北 川 浩 正	茨医 2072	平成2年7月30日

茨城県告示第1100号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の歯科医師及び薬剤師を
保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 竹 内 精 一

氏 名	登録記号番号	登録年月日
中 島 亨	茨歯 2 4 1 5	2 . 8 . 7
阿 部 健	茨歯 2 4 1 6	2 . 8 . 10
松 沢 慶 子	茨薬 1 3 7 8	2 . 8 . 10
北 島 利 通	茨薬 1 3 7 9	2 . 8 . 13

茨城県告示第1101号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の
規定により告示する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大野村青塚字峯623の3
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 408号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内村大字長竿字近下 6134番地先から	旧	最大 ^{メートル} 13.3	メートル 182.0	
		最小 8.8		
稲敷郡河内村大字長竿字高田 3538番1地先まで	新	最大 13.3	182.0	
		最小 8.8	207.0	
		最大 12.2		
		最小 10.0		

茨城県告示第1103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道 293号	常陸太田市新宿町字白坂 601番2地先から	旧	最大 ^{メートル} 27.0	メートル 796.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	常陸太田市新宿町字元太田山 1432番3地先まで		最小 9.0		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字山口316番2地先から	旧	最大 6.5	175.6	
	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字山口287番2地先まで		最小 5.0		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3344番2地先から	新	最大 27.0	796.0	
	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3274番1地先まで		最小 10.0		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3344番2地先から	旧	最大 6.5	175.6	現道拡幅による 区域変更
	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3274番1地先まで		最小 5.0		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3344番2地先から	新	最大 23.0	175.6	
	久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3274番1地先まで		最小 13.0		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡水府村大字棚谷字水ヶ崎 2035番地先から	旧	最大 5.5	185.0	同 上
	久慈郡水府村大字棚谷字大霜下 1520番1地先まで		最小 4.5		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡水府村大字棚谷字水ヶ崎 2035番地先から	新	最大 14.0	185.0	
	久慈郡水府村大字棚谷字大霜下 1520番1地先まで		最小 13.0		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡水府村大字棚谷字水ヶ崎 2035番地先から	旧	最大 8.5	280.0	同 上
	久慈郡水府村大字棚谷字大霜下 1520番1地先まで		最小 3.5		
県道常陸 烏太山田 線	久慈郡水府村大字棚谷字水ヶ崎 2035番地先から	新	最大 51.0	280.0	
	久慈郡水府村大字棚谷字大霜下 1520番1地先まで		最小 23.0		

県道和田上河合線	常陸太田市藤田町字一区 1121番地先から	旧	最大 20.0 最小 11.0	131.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	常陸太田市藤田町字一区 1143番地先まで	新	最大 25.0 最小 12.0	131.0	
県道亀作石名坂線	常陸太田市大森町字宿 313番1地先から	旧	最大 15.0 最小 9.0	319.5	同 上
	常陸太田市大森町字権現沢 257番2地先まで	新	最大 16.5 最小 11.0	319.5	
県道和田上河合線	常陸太田市藤田町字六区 1567番地先から	旧	最大 13.0 最小 10.0	395.0	同 上
	常陸太田市藤田町字一丁目 98番地先まで	新	最大 15.0 最小 12.0	395.0	

茨城県告示第1104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県道繁昌牛堀線	行方郡麻生町大字小牧 1092番地先から	旧	最大 13.0 最小 7.0	540.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	行方郡麻生町大字蔵川 962番地先まで	新	最大 14.0 最小 8.5	540.0	
県道大賀延方線	行方郡潮来町大字釜谷字上町 315番5地先から	旧	最大 14.0 最小 7.5	282.5	現道拡幅による 区域変更
	行方郡潮来町大字釜谷字上町 285番1地先まで	新	最大 14.0 最小 9.5	282.5	

県道大賀延方線	行方郡潮来町大字水原 1660番4地先から	旧	最大 11.5 最小 10.0	170.0	現道拡幅による 区域変更
	行方郡潮来町大字水原 3462番2地先まで	新	最大 13.5 最小 10.0	170.0	

茨城県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域お次のように変更する。

その関係図面は、平成2年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字高萩字 祢喜内 517番3地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 9.8	メートル 255.0	
高萩市大字高萩字 祢喜内 545番3地先まで	新	最大 16.0 最小 9.8	255.0	現道拡幅による区域 変更

茨城県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域お次のように変更する。

その関係図面は、平成2年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字下吉影 字田向871番1地先から	旧	メートル 最大 6.8 最小 3.6	メートル 810.0	
		最大 13.0 最小 11.0	910.0	
鹿島郡鉾田町大字青柳 23番地先まで	新	最大 13.0 最小 11.0	910.0	旧道移管による区域 変更

茨城県告示第1107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道293号	常陸太田市新宿町字白坂601番2地先から 常陸太田市新宿町字元太田山1432番3地先まで	平成2年9月6日
県道 常陸太田烏山線	久慈郡金砂郷村大字上宮河内字山口316番2地先から 久慈郡金砂郷村大字上宮河内字山口287番2地先まで	同 上
県道 常陸太田烏山線	久慈郡金砂郷村大字上宮河内字田代3344番2地先から 久慈郡金砂郷村大字上宮河内字田代3274番1地先まで	同 上
県道 常陸太田烏山線	久慈郡水府村大字棚谷字水ヶ崎2035番地先から 久慈郡水府村大字棚谷字大霜下1520番1地先まで	同 上
県道 和田上河合線	常陸太田市藤田町字一区1121番地先から 常陸太田市藤田町字一区1143番地先まで	同 上
県道 亀作石名坂線	常陸太田市大森町字宿313番1地先から 常陸太田市大森町字権現沢257番2地先まで	同 上
県道 和田上河合線	常陸太田市藤田町字六区1567番地先から 常陸太田市藤田町字一丁目98番地先まで	同 上

茨城県告示第 1108 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 9 月 6 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 9 月 6 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 繁昌牛堀線	行方郡麻生町大字小牧 1092 番地先から 行方郡麻生町大字蔵川 962 番地先まで	平成 2 年 9 月 6 日
県道 大賀延方線	行方郡潮来町大字釜谷字上町 315 番 5 地先から 行方郡潮来町大字釜谷字上町 285 番 1 地先まで	同 上
県道 大賀延方線	行方郡潮来町大字水原 1660 番 4 地先から 行方郡潮来町大字水原 3462 番 2 地先まで	同 上

茨城県告示第 1109 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 9 月 6 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 9 月 6 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道 磯崎港線
- 2 供用開始の区間 那珂湊市阿字ケ浦町字西永山 1980 番 3 地先から
那珂湊市阿字ケ浦町字谷板沢 1570 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 9 月 6 日

公 告

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の決定に伴い、つくば市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字柴崎字反町の全部並びに字小太郎，字代山，字遠原，字野中，字狭間，字万観音，字谷り向及び字小田海道の各一部

同大字上野字上塚，字清水田，字遠原，字殿山，字中塚，字葉栗，字前原及び字向原の各一部

同大字上境字馬観音及び字庚塚の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市大塚町字清水1659番，1661番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市大塚町1661番地

株式会社 ケアレジデンス

代表取締役 大久保 重 義

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三和町大字諸川字谷津1415番7，1415番8，1415番10，1415番11，1415番12，1415番13，1415番14，1415番15，1415番16，1415番17

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区高円寺南4丁目26番19-305号

山陽住宅株式会社

代表取締役 川 戸 伍

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市大和田町字道場内2240番2

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町長岡3511番12

岩 瀬 清

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市泉町字原口1587番7, 同番8, 同番9, 同番16, 同番17, 同番18, 同番21, 同番28, 同番43, 同番44, 1592番8, 同番9, 同番40, 同番48, 同番59, 同番60, 同番69, 1601番, 1602番, 字防向1603番1, 1604番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1611番, 1614番1, 同番2, 1615番, 1616番, 同番3, 1619番, 1621番, 1622番, 1623番, 1624番, 1625番, 1626番, 1627番, 1628番, 1629番, 1630番, 1631番1, 同番2, 1632番, 1633番1, 同番2, 1634番1, 1637番, 字久保山1638番, 1639番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 1640番1, 同番2, 1641番1, 同番2, 1642番1, 同番2, 同番4, 同番5, 1643番, 1644番, 1645番, 1647番1, 同番2, 1648番1, 同番2, 1649番1, 1650番, 1651番, 1652番, 1653番, 1654番, 1655番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番8, 同番10, 1658番1, 同番2, 1659番1, 同番2, 字堂谷津1660番1, 同番2, 1662番, 1663番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 1664番, 1665番, 1666番, 1667番, 1668番, 1669番, 1670番, 1671番, 1672番, 1673番, 1674番, 1675番, 1678番, 1679番1, 同番2, 同番3, 1680番2, 同番3, 同番5, 同番8, 同番9, 同番12, 同番13, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番33, 同番35, 同番37, 同番40, 同番44, 字横馬場1685番1, 同番2, 同番4, 同番5, 同番6, 1686番, 1687番, 1688番, 1693番, 1694番, 1695番, 1697番1, 同番3, 1699番1, 1703番, 1705番, 1708番1, 同番2, 1716番, 1717番, 1721番1, 字小谷津1734番, 1736番, 1737番, 1738番, 1739番, 1740番, 1741番, 1742番2, 1746番, 1747番1, 同番2, 1748番, 1749番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 1750番2, 1755番1, 同番4, 1756番1, 同番2, 1760番1, 同番2, 1761番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番6, 同番7, 字庚塚1768番1, 同番3, 同番11, 1769番, 1770番, 1771番1, 1773番, 1776番2, 1777番2, 1778番, 1779

番, 1780番, 1781番, 1782番, 1783番, 1784番1, 同番2, 1785番1, 同番2, 1786番, 1787番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 1788番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番15, 同番16, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 1789番1, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番61, 字宮本台1903番2, 1905番2, 1907番, 1908番, 1909番, 1911番, 1912番1, 1913番1

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区六本木3丁目8番20号

エステティ開発株式会社

代表取締役 中 沢 勤

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区含まれる地域の名称

水戸市飯島町字権現山1309番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番7, 同番8, 1310番2, 同番4, 同番5, 同番11

2 事業主の住所及び氏名

水戸市赤塚町2丁目27番地

水戸市農業協同組合

組合長理事 加倉井 武

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総和町大字女沼字西原766番, 769番2, 770番1, 798番8

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県富士見市鶴瀬東1丁目7番27号

株式会社 三津和建设

代表取締役 小 見 和 夫

~~~~~

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成2年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                            |                                 | 道 路 の 位 置               | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                              | 住 所                             |                         | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第428号 | 2.8.29       | サンリッチ<br>(株)<br>(代)<br>藤田 進      | 東京都杉並区西<br>萩南2丁目<br>6番3号        | 鹿島郡大野村大字林<br>字廣山1042-14 | メートル<br>6.20 | メートル<br>42.61 |
| “<br>第429号     | “            | (有)宮中グ<br>リーンホーム<br>(代)<br>渡辺 清吉 | 東京都江戸川区<br>中葛西5丁目<br>11番25-804号 | 鹿島郡大野村和字治<br>829-35     | 6.20         | 46.50         |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)